

(平成26年7月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から47年3月まで  
② 昭和47年7月から48年3月まで  
③ 昭和48年7月から52年3月まで

私が20歳になった昭和46年\*月頃に、勤務先の事業主が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、両親及び事業主から保険料を納付するように常々言われていたので、私が3か月ごとに郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当該期間の直前の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料は、当初未納とされていたが、申立人が所持する領収証書により同年6月30日に保険料を納付していたことが判明したため、平成26年1月21日に納付済みに記録が訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

また、申立期間②の直前の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料は前述のとおり現年度納付されており、直後の48年4月から同年6月までの保険料についても現年度納付により納付されていることが、申立人が所持する領収証書及び特殊台帳により確認できることから、申立人は、9か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、20 歳になった後の昭和 46 年\* 月頃に、勤務先の事業主が国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料については、自身が郵便局で納付していたと主張しているが、申立人は当該手続に直接関与しておらず、申立人の当該手続を行ったとする事業主は住所不明で証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 47 年 3 月頃と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人の推認される加入手続時点において、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、一部の期間は遡って納付することになるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

申立期間③について、申立人は昭和 48 年 2 月に申立期間②に係る区から転居し、51 年 6 月にはさらに別の市へ転居していることが申立人の所持する国民年金手帳により確認できるところ、当該期間は 45 か月に及び、これだけ長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考え難い上、申立期間③以後においても長期間にわたる未納期間が認められる。

また、申立期間③において、国民年金保険料の 3 か月分の保険料額が 1,650 円から 4,200 円まで引き上げられているが、申立人は当該期間の保険料額を憶<sup>おぼ</sup>えていない。

そのほか、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8968

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月4日は22万5,000円、19年3月20日は14万5,000円、20年7月10日は24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月4日  
② 平成19年3月20日  
③ 平成20年7月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している源泉徴収簿及び申立人が所持している給料支払明細書から、申立人は、申立期間①は22万5,000円、申立期間②は14万5,000円、申立期間③は24万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間①から③までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8969

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和45年7月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年7月26日まで  
私は、昭和40年2月から平成9年9月までA社に継続して勤務していた。

しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B企業年金基金が保管しているA社C事業所の厚生年金基金加入員資格喪失届及び同社D事業所の厚生年金基金加入員資格取得届から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年7月26日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社C事業所における資格喪失日は昭和44年10月1日となっているが、上記厚生年金基金加入員資格喪失届の申立人の資格喪失日は45年7月26日となっており、同社及びB企業年金基金は、「申立期間当時、資格喪失届は複写式の届出用紙であり、厚生年金基金に提出されたものと同じのものを社会保険事務所に届け出た。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年7月26日にA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金基金加入員資格喪失届から、5万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年2月7日から同年9月25日までの期間について、事業主は、申立人が同年2月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年2月7日から同年11月30日まで  
私の夫が、B社又はA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間は、同社のD県に所在していた事業所に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年2月7日から同年9月25日までの期間について、申立人が生前作成したとする資料に記載されている申立人のB社における勤務経歴は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致している上、当該期間に係る記述としては、「昭和二十年Dに転勤命ゼラレ」と記載されていること、及びB社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の申立人の欄に20年2月7日資格喪失及び「D」と記載されていることから、申立人が当該期間にA社C事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社C事業所に係る被保険者名簿において、申立人と同姓同名の者が、資格取得日の記載が無く、昭和20年9月25日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、オンライン記録の氏名検索において、申立人のほかに同姓同名の被保険者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人の資格取得日を昭和20年2月7日、資格喪失日を同年9月25日として社会保険事務所に届出を行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、150円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月25日から同年11月30日までの期間について、申立人が生前作成したとする資料には、「20年十二月F県G市製造所勤ム」と記載されている。

しかしながら、B社は、「当社が保管している退職者名簿に申立人の氏名の記載が無いため、申立人の当該期間に係る在籍を確認できない。」と回答している。

また、A社C事業所又はB社H事業所の被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はいないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、B社の社史には、A社C事業所は、昭和20年\*月\*日に空襲により全焼したと記載されているところ、同社C事業所に勤務していた同僚の一人は、「空襲後、全焼した事業所の後片付けや別の現場でI業務に従事するなど、仕事の内容が変わったほか、給料は月3回に分けて支給されるようになり、記憶は曖昧ではあるが、厚生年金保険料は控除されていなかった気がする。」と供述している。

加えて、A社C事業所に係る被保険者名簿において、申立人の被保険者記録が記載されているページ及びその前後30ページに記載されている被保険者972人の被保険者記録を調査したところ、そのうち708人は、申立人と同様、昭和20年9月25日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 4 日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書及び事業主の回答から、申立人は、申立期間に 25 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8972

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格の取得日に係る記録を昭和47年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月26日から同年10月1日まで

私は、昭和47年9月26日にA社本社から同社B支店に転勤になったが、申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が提出した「人事通達」及び元同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年9月26日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料を保管しておらず不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7244

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月から10年3月まで  
② 平成10年4月から11年3月まで  
③ 平成11年4月から12年3月まで

私は、平成9年9月に会社を退職した後、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続きを行い、同年11月から10年3月までの国民年金保険料の免除の申請手続きを行った。その後、平成10年度及び11年度についても、各年度当初にそれぞれの年度の保険料の免除申請手続きを行った。

申立期間①の国民年金保険料については、平成14年8月から同年11月頃までの間に、社会保険事務所で追納保険料8万2,750円を納付した。申立期間②の保険料については、15年2月20日に、申立期間③の保険料については、同年2月20日以降16年3月までの間に、同事務所においてそれぞれ追納保険料15万円前後を納付した。

申立期間の国民年金保険料を3回に分けて追納し、そのうち、平成14年に追納した保険料額を社会保険料控除として申告した同年分の確定申告書（控）を所持しているにもかかわらず、当該期間が申請免除期間のままとなっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除期間となっている申立期間の国民年金保険料について、平成14年8月から同年11月頃までの間、15年2月20日及び同年2月20日以降16年3月までの間の3回に分けて追納したと主張しているが、オンライン記録によると、16年3月2日に申立期間の保険料に係る追納の申出が行われ、同年3月31日を納付期限とした納付書が発行されていたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、追納した国民年金保険料について、申立期間①は8万

2,750 円、申立期間②及び③はそれぞれ 15 万円前後と主張しているが、各期間の保険料を申立人が主張する時期に実際に追納した場合の金額と符合しない上、申立人から申立期間①の保険料を追納したことを示す資料として提出された平成 14 年分の所得税の確定申告書（控）についても、社会保険料控除額と「国保 年金」との記載があるのみで、その内訳を確認することができないため、当該資料をもって当該期間の保険料が追納されていたと認めることはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したとする時期は、平成 14 年 4 月に保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進された期間であることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を追納していた事実を裏付ける新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から12年3月まで

私が20歳になった平成7年\*月に、母親が、当時私が居住していたA市の市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。また、母親から、加入手続後、時期は定かでないが同市役所で学生であった私の国民年金保険料の免除の手続を行い、それ以降も、母親が免除の更新の手続を毎年届いたはがきで行っていたと聞いている。

私の母親は、私の姉が学生であった時にも姉の国民年金保険料の免除の手続を行っていたので、私の同手続についても、きちんと行っていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の手続について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の免除の手続を行ったとする申立人の母親は、i) 加入手続及び保険料の免除手続を行った場所について、その供述が変遷していること、ii) 保険料の免除の更新手続について、毎年はがきで行っていたと述べているが、はがきでの更新手続が可能となったのは、平成12年4月から施行されている学生納付特例制度において、更新手続の簡素化が図られた20年4月以降であることから、申立人の国民年金の加入手続及び免除手続の状況が不明である。

また、申立期間は56か月と長期間にわたる上、申立人は当該期間内に数回転居していることが、申立人の戸籍の附票により確認できることから、複数の異なる行政機関が続けて事務処理を誤るとは考え難い。

さらに、申立期間のうち平成9年1月から12年3月までについては、9年

1月からの基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の機械化が図られた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除の承認を受けたことを示す関連資料（承認通知書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7246 (事案 2781 及び 7142 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 4 月までの期間及び 42 年 8 月から 43 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 4 月まで  
② 昭和 42 年 8 月から 43 年 2 月まで

私は、夫が知人から国民年金の加入を勧められたので、昭和 36 年に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、当該手続後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。その後、共済組合に加入したものの、しばらくしてその共済組合を脱退したので、再び保険料を納付するようになり、定期的に納付していた。

前回、私が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言してくれる知人が見つかри再申立てを行ったが、当該知人が療養中だったため証言が得られず、当該期間の記録の訂正が認められなかった。

今回、前回証言を予定していた知人の夫が新たに証言してくれるとのことなので、再調査して私の国民年金記録を回復してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで 2 回にわたり、年金記録確認 A 地方第三者委員会 (当時) 及び年金記録確認 B 地方第三者委員会に申立てを行っているが、i) 申立人は、当初、集金人に国民年金の加入手続を行ったと主張していたものの、その後、別の方法により加入手続を行ったかもしれないと述べるなど、加入当時における申立人の記憶が明確でないことから、国民年金の加入状況が不明であること、ii) 申立人は、共済組合から国民年金への切替手続を行った記憶は無いと述べるなど、申立期間②当時の国民年金への切替手続の状況及び国民年金保険料の納付状況に関する申立人の記憶が明確でないこと、iii) 申立人の国民年金手帳及び申立人が申立期間①及び②当時居住していた市が

保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得時期が昭和 43 年 3 月となっていることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であること等を理由として、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会及び年金記録確認 B 地方第三者委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 5 日付け及び 25 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から証言者として申出のあった申立人の知人の夫は、申立人の国民年金への加入や申立期間の国民年金保険料の納付については承知していないし、その妻にも確認したが、何も分からないと言っていたと述べており、申立人からも当該期間の保険料を納付していたことを示す新たな資料の提出は無い。

そのほかに年金記録確認 A 地方第三者委員会及び年金記録確認 B 地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 52 年 3 月まで

私の父親は、私が 20 歳になった昭和 48 年\*月頃に私の国民年金の加入  
手続を行ってくれた。

加入手続後の国民年金保険料については、私が結婚するまで、父親が自  
宅に来ていた集金人に自分たち夫婦と私と兄の家族 4 人分の保険料を納付  
してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与して  
おらず、当該手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父  
親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加  
入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、父親が昭和 48 年\*月頃に国民年金の加入手続を行ったと  
主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の  
国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取  
得日から、52 年 10 月頃と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致し  
ない上、当該加入手続時点において、申立期間の一部の期間の国民年金保険  
料は、時効により納付することができない。

さらに、父親が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付するためには、  
別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当  
該期間当初から加入手続時期までを通じて同一市内に居住しており、申立人  
に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たら  
ず、その形跡も無い。

加えて、申立人は、父親が、家族4人分の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に申立人が結婚するまで納付してくれていたと述べているが、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号と連番であることがオンライン記録により確認でき、兄の保険料も、兄が20歳に到達した昭和42年\*月から申立期間の終期である52年3月までの期間が未納となっていることが確認できる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 43 年 3 月まで

私の母親が、昭和 39 年 9 月頃に、大学生であった私の国民年金の加入手続を行ってくれたが、母親は他界しているため詳細は不明である。当時の国民年金手帳については、記憶に無い。

申立期間の国民年金保険料については、私が入れた生計費の中から、母親が区役所の特別出張所で毎月納付してくれていたが、納付した保険料の月額については分からない。

私の名前は、読み間違えられたり、書き間違えられたりしたことが多かったため、私の申立期間の国民年金保険料の納付記録が無くなったのではないと思われるので、私の当該期間の保険料の納付記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとする申立人の母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 39 年 9 月頃に、母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された強制加入被保険者の資格取得記録等から、平成 8 年 2 月頃と推認され、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない上、推認される当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国

民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらず、当該期間において、申立人が国民年金被保険者資格を有していた形跡も見当たらないことから、申立人は、当該期間は国民年金に未加入であり、推認される加入手続時点において、当該期間当時学生であった申立人が、被保険者資格を遡って取得することも、保険料を遡って納付することもできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7249

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 3 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、保険料額の記憶は無いが、毎年郵送されてきた納付書により区役所又は金融機関で納付していた。

私は、申立期間当時から毎年、勤務先の会社で年末調整に必要とされる国民年金保険料等の社会保険料の領収書を同社の経理係に提出していたので、同係が私の当該期間の国民年金保険料の納付について証言してくれるかもしれない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、55 年 1 月ないし同年 2 月頃と推認できることから、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について、保険料額に関する記憶が無い上、申立人が勤めていた会社の当時の経理係からも、申立人の保険料の納付の事実に関する具体的な証言を得ることができなかったことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付及び第 3 回特例納付により納付することが可能であるが、申立人は、長い期間の保険料を遡って納付したり、特例納付により納付したことはなかったと述べている上、特例納付の記録があれば保存

することとされていた特殊台帳も申立人に係るものは見当たらず、申立人が当該特例納付等により保険料を納付した形跡は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から54年3月までの期間、同年8月から58年3月までの期間及び同年6月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月から54年3月まで  
② 昭和54年8月から56年3月まで  
③ 昭和56年4月から58年3月まで  
④ 昭和58年6月から59年3月まで  
⑤ 昭和59年4月から同年9月まで  
⑥ 昭和59年10月から60年3月まで  
⑦ 昭和60年4月から平成2年12月まで

私は、昭和49年6月頃、国民年金の加入手続を行った。加入手続後、国民年金保険料は、金融機関の窓口で、平成3年1月に中止するまで納付しており、そのうち昭和50年代は、3か月ごとに月額数千円の保険料を納付していたことを記憶している。

国民年金に加入後、国民年金保険料を納付し続けており、その間に保険料の免除の申請を行ったことも無かったはずなのに、申立期間①、②、⑤及び⑦の保険料が未納とされ、申立期間③、④及び⑥の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付し続けており、昭和50年代については、金融機関の窓口で3か月ごとに月額数千円の保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人が当該期間当時居住していた町では、53年4月から保険料は毎月納付とされていたこと、ii) 50年代の実際の保険料額は、2,730円から6,220円までに毎年引き上げられているが、申立人は、同年代に納付した金額は月額数千円であつ

たとしており、保険料額の記憶が明確でないこと、iii) 申立人は、保険料の納付場所を具体的に憶<sup>おぼ</sup>えていないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金保険料の免除の申請を行ったことは無かったと述べているが、申立人が申立期間当時居住していた町の国民年金被保険者名簿の国民年金検認記録によると、昭和 56 年度及び 57 年度に「申免」の印が押され、59 年度の補記欄に、同年度の 10 月から 3 月までの期間が申請免除期間であることを意味する「申 10～3」の記載があり、備考欄には「申免 56 57 58」との記載が確認できる上、特殊台帳でも、56 年度から 58 年度までの保険料に関する記録欄に「申免」の記載が確認できることから、複数の年度にわたる免除の申請手続きが行われていたと考えられる。

さらに、申立期間①から⑦までは、合計 140 か月以上に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8973

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 16 日から 43 年 1 月 1 日まで  
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間について、昭和 43 年 5 月に脱退手当金が支給された記録となっている。退職後に一度も A 社に出向いたことは無く、受給した記憶も無い。  
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 43 年 1 月 1 日）から約 4 か月後の昭和 43 年 5 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 1 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 42 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、21 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 15 人が約 6 か月以内に支給されている上、申立人と脱退手当金の支給決定日が同日の者が 1 人いるほか、ほかの 1 組の支給決定日が同日となっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8974

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年10月1日から31年8月24日まで  
私が年金を受給する手続をした時に、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることを知ったが、受け取った記憶が無い。  
また、脱退手当金は、結婚退職をする人が受給するものという程度の知識はあったが、私がA社を退職した理由は結婚ではなかったので、請求するはずがない。  
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給された記録が記載されており、脱退手当金の計算の基礎となった月数、支給額に計算上の誤りは無く、支給年月日はA社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1週間後の昭和31年9月1日と記載されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の最初のページから申立人が記載されているページの後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年8月24日の前後2年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている10人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む9人に脱退手当金が支給されており、うち7人が資格喪失日から3か月以内に支給されている上、別のページに記載されている者で、申立人の資格喪失日の翌日に資格を喪失し、脱退手当金の支給決定日が申立人と同日である者が確認できることを踏まえると、申立人についてもその委

任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 4 日から 38 年 2 月 5 日まで  
② 昭和 38 年 3 月 7 日から 43 年 10 月 13 日まで

平成 15 年頃、夫の年金受給手続のため社会保険事務所（当時）を訪れた際、私の A 社及び B 社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録になっていることを知らされた。

B 社は、長男出産のために退職したが、脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、A 社及び B 社での被保険者期間 112 か月を基礎として計算され、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 44 年 4 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、B 社本社における昭和 43 年当時の経理担当者は、「B 社は退職者に対して個別に脱退手当金に関する説明を行っており、同社が従業員に代わって社会保険事務所への請求手続を行っていた。脱退手当金は代理

で受領して退職者に支払っていた。」と回答している上、申立人とほぼ同時期に会社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失している同僚は、「B社は、退職者に対して脱退手当金の説明を行っており、会社が代わって請求手続きを行い、私は、脱退手当金を退職金と併せて会社で受領した。」と回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。